

第十三回国会 建設委員会 議録 第二十六号

(七〇七)

昭和二十七年四月三十日(水曜日)

午後一時五十六分開議

出席委員

委員長代理理事 田中 角榮君

理事 内海 安吉君 理事 鈴木 仙八君

理事 村瀬 宣親君 理事 三朗君 小 平 久雄君

内 藤 隆君 西 村 英一君

増 田 通也君 中 島 茂喜君

田中 鐵之進君 池 田 峯雄君

出席政府委員

特別調達庁長官 根 道 廣吉君

總理府事務官(特別 中 村 文彦君

調達庁事務部長) 委員外の出席者

建設事務官(道 淺 村 康君

路局長職務) 専門員 西 畑 正倫君

四月二十八日

日本国との平和條約の効力の発生及

び日本国とアメリカ合衆国との間の

安全保障條約第三條に基づく行政協

定の実施等に伴い国家公務員法等の

一部を改正する等の法律案(内閣提出

第一七八号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

泉道飯田、和田線の改修に関する陳

情書(長野県下伊那郡上久堅村長吉

地金喜)(第一六〇四号)

公共土木施設災害復旧事業費国庫負

担法の一部改正に関する陳情書(広

島県知事大原博夫)(第一六〇五号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

日本国との平和條約の効力の発生及

び日本国とアメリカ合衆国との間の

安全保障條約第三條に基づく行政協

定の実施等に伴い国家公務員法等の

一部を改正する等の法律案(内閣提出

第一七八号)

道路法案(田中角榮君外二名提出、

衆法第二七号)

道路法施行法案(田中角榮君外二名

提出、衆法第二八号)

○田中委員長代理 これより建設委員

会を開会いたします。

本日は委員長が不在でありますの

で、私が委員長にかわつて暫時委員長

の職務を行います。

日程追加の件に關してお諮りいたし

ます。この際日本国との平和條約の効

力の発生及び日本国とアメリカ合衆国

との間の安全保障條約第三條に基づく行

政協定の実施等に伴い国家公務員法等

の一部を改正する等の法律案、内閣提

出第一七八号を議題とすることに御異

議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○田中委員長代理 御異議なしと認め

ます。よつて日程は追加せられまし

た。

日本国との平和條約の効力の発生及

び日本国とアメリカ合衆国との間の安

全保障條約第三條に基づく行政協定の実

施等に伴い国家公務員法等の一部を改

正する等の法律案、内閣提出第一七八

号を議題といたし、政府側の提案理由

の説明を求めます。根道特別調達庁長

官。

日本国との平和條約の効力の発生

及び日本国とアメリカ合衆国との

間の安全保障條約第三條に基づく行

政協定の実施等に伴い国家公務員

法等の一部を改正する等の法律案

日本国との平和條約の効力の発

生及び日本国とアメリカ合衆国

との間の安全保障條約第三條に

基づく行政協定の実施等に伴い国

家公務員法等の一部を改正する

等の法律

(国家公務員法の一部改正)

第一条 国家公務員法(昭和二十二

年法律第二百十号)の一部を次の

ように改正する。

第二条 第三項第十六号及び第十

七号を次のように改める。

十六 削除

十七 削除

(特別職の職員の給與に關する法

律の一部改正)

第二条 特別職の職員の給與に關す

る法律(昭和二十四年法律第二百

五十二号)の一部を次のように改

正する。

第一条 第二十四号を次のように

改める。

二十四 削除

第十一条を次のように改める。

第十一條 削除

(国家公務員共済組合法の一部改

正)

第三條 国家公務員共済組合法(昭

和二十三年法律第六十九号)の一

部を次のように改正する。

第一条 第四号を削り、同條第三

号を次のように改める。

三 日本国とアメリカ合衆国と

の間の安全保障條約に基き駐

留するアメリカ合衆国軍隊の

ために勤務に服する者

(国家公務員に對する寒冷地手当

及び石炭手当の支給に關する法律

の一部改正)

第四條 国家公務員に對する寒冷地

手当及び石炭手当の支給に關する

法律(昭和二十四年法律第二百号)

の一部を次のように改正する。

第四條を削る。

(政府に對する不正手段による支

拂請求の防止等に關する法律を廃

止する法律の一部改正)

第五條 政府に對する不正手段によ

る支拂請求の防止等に關する法律

を廃止する法律(昭和二十五年法

律第二百九十号)の一部を次のよう

に改正する。

本則但書中「同法第十一條」を

「同法第十一條(第一号を除く。)」

に改める。

(旧政府に對する不正手段による

支拂請求の防止等に關する法律の

規定の読替)

第六條 政府に對する不正手段によ

る支拂請求の防止等に關する法律

を廃止する法律の規定によりなお

その効力を有する旧政府に對する

不正手段による支拂請求の防止等

に關する法律(昭和二十二年法律

第七十一号)第十一條第二号中

「公共事業費」とあるのは、「公共

事業に關する經費で命令で定める

もの」と読み替へるものとする。

(連合国軍の需要に應じ連合国軍

のために勤務に服する者等に支拂

うべき給料その他の給與の支拂事

務の処理の特例に關する法律の一

部改正)

第七條 連合国軍の需要に應じ連合

国軍のために勤務に服する者等に

支拂うべき給料その他の給與の支

拂事務の処理の特例に關する法律

(昭和二十五年法律第五号)の一部

を次のように改正する。

題名中「連合国軍の需要に應じ

連合国軍のために勤務に服する

者」を「駐留軍勤務者」に改め、

本則第一項中「連合国軍の需要に

應じ連合国軍のために勤務に服す

る者及び公共事業費又は米困對日

見返資金」を「日本国とアメリカ

合衆国との間の安全保障條約に基

き駐留するアメリカ合衆国軍隊の

ために勤務に服する者及び公共事

業に關する經費で大蔵大臣が指定

するもの」に改める。

(駐留軍勤務者の身分)

第八條 日本国とアメリカ合衆国と

の間の安全保障條約(以下「條約」

という)に基き駐留するアメリカ

合衆国軍隊のために勤務に服する

者で國が雇用するもの(以下「駐

留軍勤務者」という)は、国家公

2 駐留軍労働者は、国家公務員法第二條第六項に規定する勤務者と解してはならない。

(駐留軍労働者の勤務条件)
第九條 駐留軍労働者の給與は、その職務の内容と責任に應ずるものでなければならない。

2 駐留軍労働者の給與その他の勤務条件は、生計費並びに国家公務員及び民間事業の従事員における給與その他の勤務条件を考慮して、調達庁長官が定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、第六條の規定及び第七條(公共事業費に係る改正の部分に限る)の規定は、昭和二十七年四月一日から、これらの規定以外の本則の規定並びに附則第二項及び第三項の規定は、條約の効力発生の日から適用する。

2 駐留軍労働者の給與その他の勤務条件については、調達庁長官が第九條第二項の規定により定めるまでの間は、同項の規定にかかわらず、條約の効力発生の日において定められている連合国軍の需要に應じ連合国軍のために勤務に服する者(以下「連合国軍労働者」という)の給與その他の勤務条件の例による。

3 連合国軍労働者であつて、條約の効力発生の日において引続き駐留軍労働者となつたものが退職した場合においては、その者が連合国軍労働者として在職した期間に對しては、第九條第二項及び前項の規定にかかわらず、その者が條約の効力発生の日から三十日前に

解雇の予告を受け、且つ、その日において解雇されたものとみなして、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律(昭和二十五年法律第四十二号)附則第四項の規定を適用して計算した額とその額に對し條約の効力発生の日の翌日から退職の日までの日数に應じ一年につき五分の割合を乗じて得た額との合計額の退職手当を支給する。

○根道政府委員 たいだいま議題となりました法律案につきましてその提案理由並びに要旨を御説明申し上げます。

日本国との平和條約の効力の発生並びに日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴い日本政府が雇用する連合国軍労働者について、国家公務員法等の關係法律を整理する必要がありますこと及び日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊のために勤務に服する駐留軍労働者の身分の取扱ひ及びこれら労働者の給與その他の勤務条件の取扱ひその他について所要の規定を設ける必要がありまうことが、この法律案を提出する理由であります。

この法律案の要旨は次の通りであります。まず平和條約の効力発生に伴ひまして、連合国軍労働者に関する規定を国家公務員法その他關係法律より削除いたしまして、駐留軍労働者の今後の身分につきましては、その性格及び使用關係の特殊性にかんがみまして、国家公務員でないことを明確にいたしました。

次には、駐留軍労働者の給與その他の勤務条件につきましては、調達庁長

官がその職務の内容並びに責任の程度に應じ、かつ生計費並びに国家公務員及び民間事業の従事員の給與その他の勤務条件を考慮して定めることとした。

なお連合国軍労働者で平和條約発効後引続き駐留軍労働者となる者に対しましては、この際連合国軍労働者としての在職期間に對する退職手当を一応精算することとしたとして、その支給は将来駐留軍労働者でなくなつたときに行ひ、平和條約発効の日の翌日から退職の日までの日数に應じて、一定の率によりまして計算した額を加算することとしたのであります。

以上が本法案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ御審議の上御可決あらんことをお願いいたします。

○田中委員長代理 本法律案に対する質疑は次会に延期いたします。

○田中委員長代理 日程によつて、道路法案、田中角榮外二名提出、衆法第二七号及び道路法施行法案、田中角榮外二名提出、衆法第二八号、以上兩案を一括して議題に供します。ちよつと速記をとめて。

(速記中止)

○田中委員長代理 速記を始めて。お諮りいたします。ただいま議題になりました兩法案に對する審議は懇談会の形式にするに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○田中委員長代理 御異議なしと認めます。よつて懇談会を開いて審議をいたすことにいたします。

(午後二時四十分懇談会に入る)
(午後二時十九分懇談会を終る)

○田中委員長代理 次会は公報をもつて御通知をいたすこととし、本日はこれをもつて散會いたします。
午後二時二十分散會